平成２２年（フ）第１７９４号
埼玉県新座市栄３丁目２番15号、旧住所埼玉県新座市栄３丁目１番21号
債務者　藤田ヤス子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４０号
埼玉県川口市大字差間317番地の１　コーポロージック101
債務者　小林　裕之
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５６号
埼玉県川口市原町14番９―305号　原町市営住宅
債務者　太田　高一
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６２１号
埼玉県春日部市大沼４丁目37番地１　レジデンス第一302号
債務者　伊藤　眞男
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６２２号
埼玉県春日部市大沼４丁目37番地１　レジデンス第一302号
債務者　伊藤　映子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６２４号
埼玉県吉川市木売２丁目１番地９　リバーサイドマンション301号
債務者　石井　文也
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６３５号
埼玉県草加市新善町41番地８　風間荘
債務者　小泉　優子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６４８号
埼玉県春日部市緑町４丁目10番20号
債務者　木塚　　亮
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６４９号
埼玉県春日部市緑町４丁目10番20号
債務者　木塚　美緒
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６６０号
埼玉県三郷市早稲田５丁目８番地６　サンセール102
債務者　吉村　伊織
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
埼玉県秩父市中村町３丁目４番20号　グリーンハイツＡ102、住民票上の住所埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森4493番地
債務者　黒沢　昭彦
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
埼玉県秩父市黒谷1110番地　市営前原住宅14号
債務者　佐々木　淳
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第３６５号
岡山県総社市北溝手286－３、住民票上の住所岡山市北区柳町１丁目13番２号
債務者　三村　敬三
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４１７号
岡山県都窪郡早島町早島4227番地２
債務者　戸田　　忍
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４３３号
岡山県総社市久代5002番地100、住民票上の住所岡山県岡山市南区新保667番地２
債務者　赤川　健二
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２７９３号
横浜市保土ケ谷区鎌谷町151番地　コートハウス三ツ沢Ａ―201号
債務者　松岡栄一郎
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９１２号
横浜市鶴見区東寺尾２丁目５番22号　アンビエンテ・フォルテ202
債務者　山城　信江
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時横浜地方裁判所第３民事部